

# Business Partner office NEWS

## 法律相談Q&A

### — 欠勤に関する注意点 —

Q： 当社では欠勤について、勤怠項目は人事評価の要素の一つで、給与計算では月ぎめ手当を日割計算し欠勤控除をしています。欠勤について何か決まりや注意することはありますか？

A： まず、欠勤（不就労）日の賃金については、ノーワーク・ノーペイの原則で無給とする会社がほとんどです。欠勤控除の計算方法について労働基準法で特に定めはありませんが、欠勤控除後の賃金が最低賃金を下回らないようにしなければなりません。また、欠勤控除の単価が1日当たりの通常の賃金より高い額になると、その差額が減給制裁と捉えられる可能性があります。欠勤時の賃金計算や減給制裁については必ず就業規則等で定めておいて下さい。

出産・育児・介護・疾病などの欠勤（不就労）については社会保険料免除や給付等がありますが、定例の手続では以下の点に注意が必要です。

#### 【労働保険 年度更新手続】

概算・確定保険料申告書の「常時使用労働者数」「雇用保険被保険者数」の各欄には、休業（長期欠勤）中の労働者数を含めて記入します。

#### 【雇用保険 被保険者資格喪失手続】

離職証明書の「賃金支払基礎日数」欄には、その月の出勤予定日数から欠勤日数を引いた日数を記入します。また、引き続き30日以上欠勤・無給の期間については資料添付により記載を省略できる場合があります。

#### 【社会保険 報酬月額関係手続】

算定基礎届・月額変更届の「給与計算の基礎日数」欄には、就業規則等で定められた日数から欠勤日数を引いた日数を記入します。



## 法改正ニュース

### — 地域別最低賃金の改定額が答申されました —

都府県名	改定前	改定後	発効日
大阪	1,023円	1,064円	10月1日
兵庫	960円	1,001円	10月1日
京都	968円	1,008円	10月6日
滋賀	927円	967円	10月1日
奈良	896円	936円	10月1日
和歌山	889円	929円	10月1日
東京	1,072円	1,113円	10月1日

※特定最低賃金（産業別最低賃金）は別途定めあり

## 最近のニュースから

### — 男性の育休取得率の公表義務拡大へ —

従業員1,000人超の企業に年1回、公表を義務付けている男性の育休取得率について、政府は、300人超に広げる案を検討する。対象拡大により男性の育休取得率を2025年までに50%、2030年までに85%にする目標達成に向け、改善を後押しする考え。中小企業向けに代替要員確保の支援策も拡充する。2024年の通常国会に、育児・介護休業法の改正案提出を目指すとしている。

### — 男性の性被害相談窓口を新設へ —

政府は、子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージを決定し、「男性・男児のための性暴力被害者ホットライン」を期間を定めて新設する方針を盛り込んだ。雇用関係、師弟関係等加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯の取締りも強化する。

～ 日本法令 社労士情報サイト より～

### 「被扶養者資格の再確認」の実施について

協会けんぽより、令和5年10月上旬から11月上旬に順次、被扶養者状況リストが事業主様へ送付されます（提出期限：令和5年12月8日（金））。